

Q

子供が大学に合格しました。父が入学金相当額の贈与を申し出てくれました。ただ金額が110万円を超えてしまいますので贈与税がかかるのではないかと心配しています。

この場合は贈与税の申告が必要でしょうか？
また、贈与税がかからない方法がありますか？



A

一般的には親子間、夫婦間であっても個人から財産をもらった時は、原則贈与税の対象となります。ご指摘のとおり、いわゆる暦年課税と言って1年間(1月1日～12月31日)に贈与を受けた側の財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額110万円を差し引いた残額(基礎控除後の課税価格)については贈与税がかかりますので申告も必要となります。

ただし、ご心配の入学金(教育資金)については110万円以上の贈与であっても贈与税がかからない場合がありますので、その代表的な方法をご紹介します。

まず一つ目は「教育資金の一括贈与」という制度です。この制度は、30歳未満の子や孫などの直系の子孫に教育資金に充ててもらおう目的なら最高1500万円まで金額を一括して贈与しても、一定要件を満たせば非課税となります。非課税の対象となる教育資金の範囲が決まっていますし、金融機関等との管理契約に基づき口座等を開設した後の引き出しにも一定の手続きが必要ですので事前によく検討する必要があります。(一部税制改正あり)

二つ目は、いわゆる「都度贈与」といわれる方法です。そもそも論になりますが、その都度に必要な教育資金等は、贈与税の対象ではない「扶養親族から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの」として贈与税がかからないこととなっています。ご質問の場合もその入学金の実額の負担は扶養義務の履行であり、贈与税の対象とはなりません。もちろん入学金以上の金額をまとめて贈与するのはダメです。あくまでも都度の必要額ですが一括贈与より手続きは簡単です。

各々相続税対策も考慮するのか、祖父の老後資金の確保は十分か、子供(孫)の年齢等前提条件でも優劣がでます。手続き等事前によく専門家に相談しましょう。

税理士

法人、個人の税務コンサルティングや 相続対策までトータルサポート

- 税に関するご相談 ● 相続対策のご相談
 - 会社・経営計画に関するご相談
 - 独立・開業支援に関するご相談
- 是非一度ご相談ください。

佐野税理士事務所
(九州北部税理士会所属)
佐賀市鍋島2丁目2-13
AM8:30~PM5:30
休/土曜・日曜・祝日
<https://www.sano-tax.jp/>

☎0952-31-1855



税理士
佐野 康隆